

志摩市省エネ家電買替促進補助金 よくある質問 (Q&A)

1. 制度の概要について

Q1-1. いつ家電を購入したものが対象になりますか？

A. 令和 8 年 4 月 1 日以後に支払いを行い、購入した製品が対象となります。

Q1-2. 「購入日」とはいつの時点のことですか？注文日ですか、代金を支払った日ですか？

A. 注文日または購入代金支払日（領収書等に記載の日付）のいずれか早い日を「購入日」とみなします。この日付が令和 8 年 4 月 1 日以後であることが条件です。

Q1-3. 買い替えではなく、新しく追加で購入（新規購入）した場合も対象になりますか？

A. 対象になりません。

本事業は、既存の家電製品を同品目の省エネ家電に「買替え」することを要件としています。申請時には、買い替えたことが確認できる「家電リサイクル券(排出者控) 又はそれに準ずる書類の写し」が必要になります。

Q1-4. インターネット通販や市外の店舗で購入したのも対象になりますか？

A. 対象となります。

購入店舗の所在地や購入方法についての制限はありません。ただし、申請には購入日、購入金額(内訳の記載があるもの)、製品型番、購入した店舗がわかる領収書等が必要です。

Q1-5. リユース品（中古品）や転売品は対象になりますか？

A. 対象になりません。

中古品又は転売品でないこと（新品であること）が条件です。

2. 対象家電について

Q2-1. 対象となる家電の基準は何ですか？

A. 「エアコン」および「冷蔵庫」のうち、日本産業規格（JIS 規格）に基づく最新の省エネルギー基準の達成率が 100%以上のものが対象です。

※エアコンは目標年度 2027 年度または 2029 年度、冷蔵庫は目標年度 2021 年度の基準である必要があります。

Q2-2. 購入する家電が「省エネ基準達成率 100%以上」かどうかは、どのように確認できますか？

A. 店頭に表示されている製品ごとの「統一省エネラベル」でご確認いただけます。ラベルに記載されている「省エネ基準達成率」の数値が100%以上であるかをご確認ください。また、以下の経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で製品の型番を検索することでもご確認いただけます。

「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)



Q2-3. 店頭の表示やカタログを見ても、「省エネ基準達成率」が100%以上かわかりません。どうすればよいですか？

A. 購入予定の店舗にご相談いただくか、「省エネ型製品情報サイト」で検索してご確認ください。サイトに登録がない製品の場合は、メーカーや店舗へお問い合わせいただき、対象であることが確認できる説明書やパンフレット等の写しを申請時に添付してください。

Q2-4. 家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？

A. 対象家電の要件（最新の省エネ基準達成率 100%以上）を満たしていれば対象になります。一部のオリジナルモデルは「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。対象家電である場合は、確認できる説明書やパンフレット等の写しを申請時に添付してください。

Q2-5. リース品は対象になりますか？

A. 対象になりません。本補助金は、家電製品の「購入（買替え）」を要件としています。

Q2-6. 業務用のエアコンや冷蔵庫は対象になりますか？

A. 対象になりません。家庭用の機器であることが要件です。

Q2-7. 補助金を利用して買い替えた家電製品を、友人など他の人に譲渡してもよいですか？

A. 国の定める法定耐用年数（エアコン、冷蔵庫ともに6年）が経過するまでは、第三者への譲渡、売却、廃棄等の処分をすることはできません。やむを得ず処分する場合は、事前に市への財産処分承認申請が必要です。

3. 補助金額、補助対象経費について

Q3-1. 設置費や配送料、古い家電の処分費用は補助対象になりますか？

A. 対象になりません。

補助の対象となるのは「対象家電本体の購入に要する費用」のみです。

以下の経費は対象外として差し引いてください。

- ・ 附属品の購入、設置及び配送に要した経費
- ・ 買替えに伴う機器の処分に要した経費（リサイクル料金等）
- ・ 商品券、割引券、クーポン券又は販売店等のポイントによる支払額
- ・ 消費税及び地方消費税の額

Q3-2. エアコンを2台買い替えた場合、すべて補助対象になりますか？

A. 補助金の交付は、1世帯当たり1品目につき1台限りです。そのため、エアコンを2台購入された場合でも、申請できるのは1台分のみとなります。

Q3-3. エアコンと冷蔵庫を1台ずつ買い替えた場合は、どうなりますか？

A. 補助金の交付は、1世帯当たり1品目につき1台限りですので、品目が異なるエアコン1台と冷蔵庫1台であれば、それぞれが補助の対象となります。

Q3-4. 店舗の割引クーポンや各種ポイントを使用して支払った場合、補助金額はどう計算したらいいですか？

A. 商品券、割引券、クーポン券、または販売店等のポイントによる支払額は、補助対象経費（税抜本体価格）から差し引いて計算してください。

Q3-5. 支払いに、志摩市プレミアム付商品券「しまスマイル商品券」を使用した買替えも補助の対象となりますか？

A. 商品券による支払額は、補助対象経費（税抜本体価格）から差し引いてください。

4. 申請条件について

Q4-1. 住民票のある自宅ではなく、別の場所にある住宅（別荘など）に設置する場合は対象になりますか？

A. 対象になりません。

申請者の住民票に記載された住所の自宅に設置した場合のみ対象となります。

Q4-2. 個人事業主や法人が事業所に設置する場合は対象になりますか？

A. 対象になりません。

本事業は個人の方を対象としています。

Q4-3. 世帯主でなくても申請できますか？

A. 申請可能です。

世帯主以外の方でも、市に住民登録があり、対象要件を満たしていれば申請できます。ただし、提出書類の全てが、申請者ご本人名義であることが必要です。

Q4-4. 同一世帯の親と子で、それぞれ別のエアコンを購入しました。両方とも申請できますか？

A. できません。

補助金の交付は「1世帯当たり1品目につき1台限り」です。そのため、同一世帯のご家族がそれぞれ購入された場合でも、世帯として申請できるのはどちらか1台のみとなります。

Q4-5. 同一住所の二世帯住宅に住んでいますが、世帯主が異なり「世帯分離」をしています。それぞれで申請できますか？

A. 住民基本台帳（住民票）において世帯分離がされており、別世帯として登録されている場合は、それぞれの世帯で申請が可能です。ただし、審査にあたって世帯全員の住民票などの提出を求める場合があります。

Q4-6. 同じ敷地内に母屋と離れがあり、それぞれに住んでいますが、申請はどうなりますか？

A. こちらも住民基本台帳（住民票）上の「世帯」が基準となります。世帯分離がされていれば別世帯としてそれぞれ申請可能ですが、同一世帯であれば世帯全体で1台のみの申請となります。

Q4-7. 単身赴任や進学などで、家族が一時的に市外（または別の住所）に住んでいます。その家族が購入した場合も「同一世帯」として扱われますか？

A. 市外に住民票を移している場合は対象外となります。また、市内に住民票を残していても、実際にその住宅に居住していない場合は対象外となります。

Q4-8. 店舗兼住宅に住んでおり、個人事業主としてお店をしています。対象になりますか？

A. 対象家電の設置場所が「店舗部分」ではなく、専ら居住の用に供する「住宅部分」であり、家庭用として使用する場合に限り対象となります。事業用として使用する場合は対象外です。

Q4-9. 引越し前の住所で家電を処分し、引越し後の住所で新しく購入した場合は対象ですか？

A. 対象外です。ご自身がお住まいの「同一の住宅」において、既存の家電製品を新しい省エネ家電に入れ替える「買替え」を対象としています。

Q4-10. 賃貸アパート（マンション）に住んでいますが、対象になりますか？

また、大家（賃貸オーナー）が賃貸物件に設置するために購入した場合は対象になりますか？

A. 賃貸住宅にお住まいの方でも、自ら購入し設置した場合は対象となります。ただし、大家（賃貸オーナー）がご自身の所有する賃貸物件に設置するために購入した場合は、「自ら居住する住宅」ではないため対象外となります。

5. 申請方法・提出書類について

Q5-1. 購入前に事前申請や見積書の提出は必要ですか？

A. 事前申請や見積書は必要ありません。購入前に対象家電であるか十分に確認した上で購入後に申請をしてください。

Q5-2. レシートや領収書の発行金額が、工事費など諸費用を含む「総額」でも大丈夫ですか？

A. 領収書等には「購入金額（内訳の記載があるもの）」が必要です。対象家電本体の費用がいくらか明確にわかるよう、領収書等に加えて内訳がわかる書類を提出してください。

Q5-3. 提出する書類（領収書や保証書）は原本が必要ですか？

A. 原本ではなく「写し（コピー）」を提出してください。

Q5-4. 保証書や領収書にはどのような情報の記載が必要ですか？

A. 以下の項目が確認できる必要があります。

【領収書等】購入日、購入金額(内訳)、製品型番、購入店舗の名称及び所在地

【保証書】製造元、購入日、製品型番、購入店舗の名称及び所在地

Q5-5. 保証書に製品型番、店舗印や購入日の記載がない（空欄である）のですが、どうすればよいですか？

A. 購入日、店舗名、製品型番が確認できる「納品書」や「保証書貼付用のレシート（シール）」等を保証書と併せて提出してください。また、購入者（申請者）の住所・氏名が記載されていない場合は、申請者が記入してください。

Q5-6. レシートや領収書の中に、補助対象外の商品（日用品など）と一緒に印字されていても問題ありませんか？

A. 問題ありません。

対象家電本体の購入金額(税抜)が明確に確認できるよう、対象外の製品には「対象外」とペンでメモしていただくなどのご協力をお願いします。

Q5-7. 家電リサイクル券（排出者控）を紛失してしまった場合はどのような書類が必要ですか？

A. 買い替えたことを確認するため、紛失等で家電リサイクル券がお手元がない場合は、「処分費」「リサイクル料」「旧品引取料」など、古い家電を引き取ってもらったことがわかる記載があるものを提出してください。

家電リサイクル券（排出者控）

Q5-8. 電気店で代金を支払い、商品の納品・設置工事は3週間後です。領収書はもらったので、すぐに申請してもよいですか？

A. 設置前の申請はできません。

申請には「対象製品の設置状況が確認できる写真」や、「保証書の写し」が必要となるため、ご自宅への設置がすべて完了してから申請してください。

Q5-9. 夫の名義で家電を購入し、領収書の宛名も夫になっていますが、妻の名義で補助金の申請はできますか？

A. できません。

「申請者」「領収書の宛名」「振込先口座の名義」がすべて同一人物（ご本人名義）である必要があります。領収書の宛名となっている方が申請者として手続きを行ってください。

Q5-10. 申請書の記入を間違えてしまいました。修正液や修正テープを使ってもよいですか？

A. 修正液や修正テープは使用できません。

訂正する場合は、間違えた箇所に二重線を引いて、余白に正しい内容をご記入ください。

（※金額の記入欄を間違えた場合は訂正できませんので、お手数ですが新しい申請用紙に書き直してください。）

Q5-11. 書類以外に提出するものはありますか？

A. 実際に設置されたことを確認するため、「補助対象製品の設置状況が確認できる写真」の提出が必要です。